



## 高齢者を狙う催眠商法にご注意！

### 事例

高齢の母親が催眠商法（SF 商法）にハマり  
生活費を失った。



消費者庁イラスト集より

### 催眠商法とは

閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。

この手口に遭い、商品を購入し続けた結果、老後のための貯蓄を取り崩したり、保険を解約する状況になるまで追い込まれたりしている例がみられます。

### トラブルに遭わないために

- ☑ 無料の粗品配布などを目的に安易に会場に近づかないようにしましょう。
- ☑ 大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。
- ☑ 契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。すぐに消費生活センターにご相談ください。

# クーリング・オフってどんな制度？

クーリング・オフは一定期間内であれば、理由を問わず契約を解消できる制度です。

突然訪れた販売員の言葉巧みなセールスに、考える間もなく契約してしまい、後で後悔することがあります。クーリング・オフはそのような消費者を救うための制度です。

## クーリング・オフができる主な取引と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取り引き	8日間
特定継続的役務提供	エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取を行う	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘因販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

### クーリング・オフ



消費者庁イラスト集より

クーリング・オフをすると、既に受け取っていた商品は業者負担で引き取ってもらうことができます。また、支払い済みの代金などは、全額返金してもらえます。

## こんなときはクーリング・オフできません。

- 一般の店舗販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- 訪問販売であっても、開封や一度使用してしまった化粧品・洗剤などの政令指定消耗品、乗用自動車等、適用除外される商品やサービスもあります。
- 訪問購入であっても御用聞き取引や常連取引、自動車、大型家電、家具、本、有価証券、CD、DVD、ゲームソフト類は対象外。

**注意！**

# 訪問購入のトラブルが増えています

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているのが特徴であり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

## 【事例1】

災害に遭った人に送るため、タオルなどがなくと電話で言われ、困っている人の役に立つならと訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。

## 【事例2】

断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報をお話してしまった。

## 【事例3】

断っても居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。



消費者庁イラスト集より

## ア ド バ イ ス

- 購入業者から電話がかかってきても、**安易に訪問を承諾しない**ようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は**家に入れない**ようにしましょう。
- 事前に購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認する。
- 買い取り業者の勧誘で、承諾していない**貴金属**の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 購入業者から交付された書面はしっかりと確認しましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください



## ～身近な高齢者を守るために～

身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。消費生活センターへの相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センター等の職員からも可能です。

悪質業者

# ゲキタイ法

## 訪問販売編

悪質業者は、ドアを開けさせ、家に上がり込もうとして、さまざまな口実を使います。



消費者庁イラスト集より

では、  
どうしたらいいの？



玄関のカギは家にいてもかけて

「どなた？」「何の用？しっかり聞こう身分と用件！」

「無料」「タダ」にはご用心！

知らない人や、わからない用件は絶対にドアを開けない！

しつこい時は、「帰ってください！」とハッキリ、キッパリ大きな声

## 電話勧誘編

やさしい声でかかってくるセールスの電話。「ハイ」「ハイ」と聞いているうちに、いつの間にか契約したことにされていることも・・・



消費者庁イラスト集より

では、  
どうしたらいいの？



勧誘の電話とわかったら、「失礼します」とさっさと切る！  
留守番電話の活用も有効

「話だけでも」にはご注意を

「必ずもうかる、損を取り戻せる」等甘い話にのらないで

聞かれても、自分の家族のことは話さない

勇気をだしてハッキリ言おう「お断りします！」

## ～消費生活相談をご利用ください～

商品のトラブル、通販トラブル等、不安に思ったらお気軽にご相談ください。

三島市消費生活センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階 市民生活相談センター内（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

